

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及び
システム運用保守
業務委託提案要求仕様書（案）

令和8年1月13日

世田谷区

※この仕様書は、プロポーザル方式による事業者選定にあたり区が要求する契約内容についての水準を仕様化した想定仕様書であり、実際の契約にあたっての仕様書は、選定された候補者と仕様調整を行い決定するため、必ずしもこの仕様書のとおりではない。

1 件名

世田谷区新BOP学童クラブ管理システム導入及びシステム運用保守業務委託

2 履行期間

令和8年4月中旬から令和9年3月31日まで

※システム導入期間 令和8年4月中旬から令和8年8月31日

※システム稼働予定日 令和8年9月1日

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9～11年度についても新たな契約を結ぶことを認める。

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

3 履行場所

世田谷区事務センター(世田谷区弦巻2-23-1)

世田谷区役所(世田谷区世田谷4-21-27)

4 履行内容

児童課が運用している学童クラブ管理システムのリプレイスおよび導入後のシステム提供、保守、運用支援を行う。

(1) 全体管理

- ① 導入にむけた全体スケジュールを作成し、区へ提出すること。
- ② 下記（2）～（5）の履行内容の進捗管理を行うとともに、区からの問合せや連絡の窓口となって全体の取りまとめを行うこと。
- ③ システム稼働までは1か月に1回程度定例会を開催し、システム稼働後は必要に応じ隨時打合せを開催し、区担当者との情報共有および連絡調整を行うこと。会議の記録は、受託者が二部作成し、双方確認のうえで保管すること。

(2) 学童クラブ管理システムの導入

導入するシステムの要件は以下のとおり。

① システムインフラ

- ・WEBシステムであること。
- ・WEBブラウザはMicrosoft Edgeでの利用ができる事を必須として、Google Chrome、Safariのいずれかも利用できること。また、https通信対応(TLS1.2以上)を行うこと。

② システム仕様

(機能要件)

- ・(様式4)「世田谷区新BOP学童クラブ管理システム機能要件一覧」

に記載の要件を備えていること。又は、同等の目的が達成可能な類似の機能を備えていること（備えていない機能がある場合は、それを明示すること）。

(システムのバージョンアップ)

- ・機能追加や設計改善などのバージョンアップを行い、運用及び保守契約の範囲内において、バージョンアップ対応を行うこと。本バージョンアップは、インターネットにおける新技術やトレンドに追従し、アップデートを繰り返すことにより、社会状況等に応じたシステムであること。

(システムの管理・運用)

- ・24時間365日サービス提供が可能であること。（システムメンテナンス等による停止は除く。ただし、計画的なサービス停止は原則日曜・祝日、または平日・土曜日の20時から6時とし、10日前までに子ども・若者部児童課に事前に連絡をすること。）
- ・本システムへの応答時間は、区端末での操作開始（クリック等）から画面描画完了までの時間とし、ピーク時同時利用者数10の条件下で95パーセンタイルが3秒以内であること。

③ システム構成・セキュリティ要件

【サーバ構築作業】

- (ア) インターネット接続系 Azure のバーチャルマシン（以下「VM」という。）の作成は区で実施する。VM 作成において必要な情報（ホスト名、アドレス情報など）は区が指定する規定フォーマットに記入し、提出すること。
- (イ) Azure 環境に構築するにあたり、別紙「インターネット接続系 システム移行及びセキュリティ要件」を満たすこと。
- (ウ) 区による VM 提供後、(イ) の要件を順守しつつ受託者にてシステム構築すること。
- (エ) システムの稼働に必要なデータベース等ミドルウェア製品やライセンス製品がある場合は、受託者が個別に調達すること。

【データ移行作業】

現行のシステムに蓄積されているデータをインターネット接続系 Azure に構築した環境へ移行を行う。具体的には、現行のサーバから移行データを抽出し、インターネット接続系の新環境のサーバにデータ移行を行うこと。なお、原則としてデータ移行においては、区側が準備したストレージを介して移行するものとする。

【その他】

- (ア) アクセスログが取得できること。パスワード相違によりログインに失敗したログについても取得できること。
- (イ) 個人情報保護のため、所属施設・氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可なこと。
- (ウ) ISO/IEC27001 (ISMS) 又はプライバシーマークの認証を取得していること。

(3) システム導入支援

ア システムの操作方法に関するマニュアル作成

- ・管理用（管理者権限をもつアカウントでの操作説明等）

イ 操作研修

- ・児童課職員へ向けた操作研修を実施する。

回数：1回

日時：令和8年8月中（予定）

※場所の確保及び参加召集は、児童課で行う

※上記研修で作成する研修マニュアルを作成し、必要となる対象者分の部数の印刷を行うこと。なお必要部数は別途指示する。

ウ 問い合わせ窓口

- ・問合せ担当者を設定し、区から問合せがあった内容について、おおむね翌営業日までに問合せ担当者がメール又は電話により区担当者へ回答すること。
- ・各施設からの問い合わせ窓口を設け、平日（年末年始除く）の9時から18時の間で稼働すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本区と協議の上対応すること。

(5) システムの提供および保守

（ア）（2）で導入したシステムの提供および保守を行うこと。これに関する費用は、4履行内容（前提）に記載のとおり、サービスの利用料に含むこと。システム構成機器の障害発生時においては障害報告受審後、原則1時間以内に初動対応を行い、速やかに原因を分析して故障個所の修繕を行い、正常な状態に復旧すること。

（イ）保守内容

①不具合の修正

ソフトウェアの製品に基づく瑕疵が発生した場合は、修正プログラムを適用するなどし、不具合を解消すること。

②動作検証作業

サーバ及び事務用PCの修理や交換が発生した場合は、対象機器での動作検証作業を行うこと。

③別紙「インターネット接続系システム移行及びセキュリティ要件」に記載されているサーバ等のセキュリティパッチ対応を行うこと。

（ウ）保守対応時間

原則として、月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）9:30～17:00とする。但し、緊急を要する場合並びに上記時間内に実施することが困難な場合には、事前に区担当者と調整し、承認を得た上で作業を行うこと。

（エ）保守報告

保守を行った場合は、作業報告書を提出し、世田谷区の承認を求める。また、事前に予定された作業を行う場合は、作業日前日までに作業内容を示した作業予定

書を提出すること。

5 スケジュール（予定）

令和8年 3月中旬から下旬	仕様詳細調整
4月上旬	契約締結
4月上旬	業務開始

6 施設の立ち入り

受託者は、区施設への立ち入り方法等については、区担当者の指示に従うこと。

7 障害を理由とする差別の解消の推進への対応

受託者は、本業務の実施にあたり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」（別紙2）を遵守すること。

8 データ保護

受託者は、本仕様書のほかの条項において定める事項のほか、個人情報保護上、「電算処理の業務委託契約の特記事項」（別紙1）を遵守すること。

9 完了届

受託者は、本契約の履行完了後、直ちに完了届を提出しなければならない。

10 支払方法

毎月検査合格後、請求に基づき支払う。（8回払い）

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、区及び受託者が協議の上定める。

12 担当

子ども・若者部児童課児童育成 電話 03-5432-2308